

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う 集団給食施設の取扱いについて

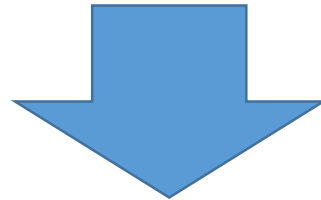
(薬生食監発0805第3号令和2年8月5日 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長)

令和2年6月1日から

- ①原則、全ての食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理を実施
- ②食品衛生責任者を選任

令和3年6月1日から

- ③営業許可の対象とならない業種の営業者については営業の届出を行う



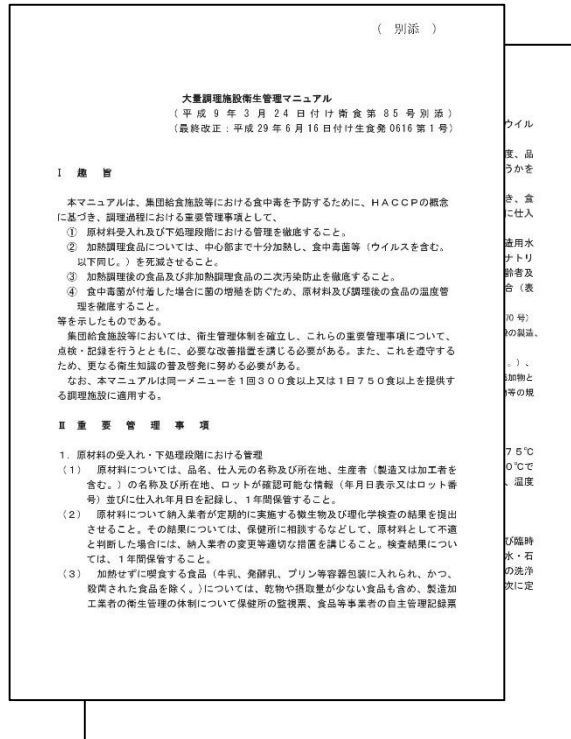
営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（**集団給食施設**）についても準用されます

HACCPに沿った衛生管理を実施しましょう

大量調理施設衛生管理マニュアル

(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)

最終改正：平成29年6月16日付生食発0616第1号)



または

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書



HACCPの概念に基づき作成されていますので、すでに大量調理施設衛生管理マニュアルに従って衛生管理を実施している場合は、そのままの対応で構いません。

関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書を参考にしてHACCPに沿った衛生管理を実施しても構いません。

食品衛生責任者を選任しましょう

- (1) **食品衛生監視員、食品衛生管理者**の資格要件を満たすもの
(医師、歯科医師、薬剤師、獣医師など)
- (2) **調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、食鳥処理衛生管理者**など
- (3) 食品衛生責任者の養成講習会を**受講**した者

食品衛生責任者の資格は、養成講習を1回受講することで取得できます。
資格がない場合でも営業届出の提出は可能です。
資格がない方を選任した場合、後日、佐世保市食品衛生協会より養成講習会のご案内をさせていただきます。

オンライン申請の場合

Step 0 食品衛生申請等システムへアクセス

【URL】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



PCでのアクセスを推奨します。

スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。

iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

Android (Chrome) の場合

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。



The screenshot shows a mobile browser interface. At the top, the address bar displays 'ifas.mhlw.go.jp'. Below it, the page title is '食品衛生申請等シ...'. A blue information icon is followed by the text: 'GビジネスIDを利用される方は「GビジネスIDでログイン」をクリックしてください。'. There are two input fields: 'ログインID' and 'パスワード'. At the bottom, there is a 'ログイン' button.

オンライン申請の場合

Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

G BizIDまたは食品等事業者のアカウントを作成し、IDとパスワードを取得します。

G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。
通常のアカウント作成を選択すると、他の行政サービスでは利用できませんので、G BizIDの取得を推奨します。

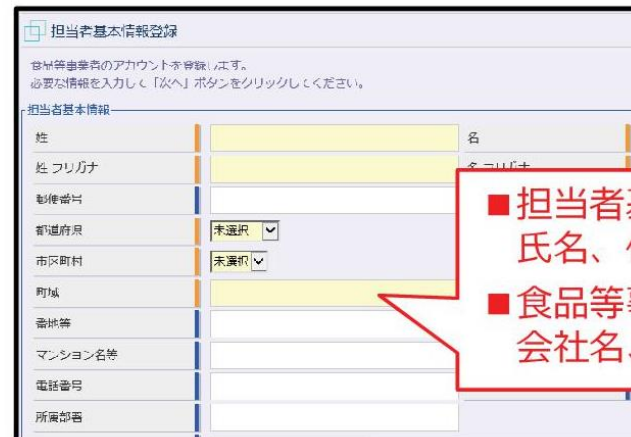
① 上記URLまたはQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス



② G BizIDの作成またはアカウント作成を選択



③ 必要情報を入力し、登録



- 担当者基本情報
氏名、住所、連絡先等
- 食品等事業者基本情報
会社名、住所、連絡先等

オンライン申請の場合

Step 2 各種申請（届出）の手続き方法

- ① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン
※表面に記載のURLまたはQRコードからアクセス



- ② 目的の項目を選択



- ④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から
問い合わせをすることがあります。

- ③ 必要情報を入力

【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html



アカウントの作成（共用？個別？）

・共用アカウントで利用する

1つのアカウントを、複数名で共有して利用することが可能です。申請や届出情報はアカウント毎に管理されるため全ての方が同じ情報を参照できるようにするには共用アカウントを1つ作成することをお勧めします。

・個別アカウントで利用する

同じ組織でも個人個人で別々のアカウントを作成することも可能です。この場合、申請や届出情報はアカウント毎に管理されるため、自分が申請・届出した情報しか参照できません。※全国展開しているような大きな組織で、地域毎に担当者が異なるような場合にお勧めします。

注意：現在のところ、複数のアカウントを統合する機能はありません。

法人番号とは？

・法人番号とは、法人と一部の団体に対して日本の国税庁が指定する**13桁**の識別番号になります。

・法人番号は、国税庁の「法人番号公表サイト」にて検索が可能です。

<https://www.houjim-bangou.nta.go.jp/>

・法人番号が12桁との問い合わせが多くありますが、こちらは商業登記や不動産登記を申請する場合に利用される会社法人等番号と呼ばれるものとなります。

開示情報設定とは？

オープンデータファイルに情報を公開するか、非公開にするか、選択することができます。

開示情報項目	法人	個人
申請者（届出者）氏名	法人名（会社名称）	代表者氏名
	法人番号	空白
申請者（届出者）住所	食品等事業者基本情報の住所	
営業施設名称、 屋号又は商号	営業施設名称、屋号又は商号 営業施設名称、屋号又は商号（フリガナ）	
営業施設所在地	営業施設所在地、方書（マンション名等）、 緯度、経度	
営業施設連絡先	営業施設電話番号	

紙での申請の場合

・申請書は佐世保市役所のホームページからダウンロードできます。

ホーム>申請・手続き>保健・衛生>食品衛生法関連>様式3号食品営業許可申請書・届出書

・紙で申請していただいた場合でも、食品衛生申請等システムに保健所が代理入力いたします。

・申請情報はオープンデータとして原則公開されますので、非公開にしたい場合はその項目をチェックをしてください。（申請書上部にチェック欄の記載があります）

・作成したアカウントIDとパスワードを保健所から後日、通知します。
（アカウントの統合ができないため、既にアカウントをお持ちの場合は事前にお知らせください。）

・裏面は記入する必要はありません。

様式第3号（第10条第3号関係） 【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】		記入例		年 月 日 整理番号： ※申請者、届出者による記載は不要です。
佐世保市保健所長 様		営業許可申請書・営業届		（新規、継続）
公開に不都合がある項目に☑すると非公開になります。		確認済に☑		
衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次の通り関係書類を提出します。 以下の情報は、食品衛生申請等システムで処理し、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、非公開の項目にチェックをしてください（確認済 ☑） ☐ 申請者・届出者住所、 ☐ 申請者・届出者氏名、 ☐ 営業施設電話番号、 ☐ 営業施設所在地、 ☐ 営業施設名称、屋号又は商号				
申請者・届出者情報	郵便番号：857-8585	電話番号：0956-24-1111	FAX 番号：	13 桁
	電子メールアドレス：seikat@city.sasebo.lg.jp	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 佐世保市八幡町 1-10	法人番号：5000020422029	
営業施設情報	（ふりがな）しゃかいふくしほうじん させぼ りじちょう させぼたろう		（生年月日）	
	申請者・届出者氏名※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 社会福祉法人させぼ 理事長 佐世保 太郎		年 月 日生	
	郵便番号：857-0042	電話番号：0956-25-9716	FAX 番号：0956-23-8013	
	電子メールアドレス：			
	施設所在地 佐世保市高砂町 5-1		資格の種類を選んでください。 調：調理師 製：製菓衛生士 栄：栄養士 ※免許証のコピーなど確認できるものを添付	
	（ふりがな）たかさごほいくえん 施設の名称、屋号又は商号 たかさご保育園			
	（ふりがな）させぼ はなこ	資格の種類	食管・食監・調 製・栄・船舶・と畜・食鳥	
	食品衛生責任者の氏名 佐世保 花子	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（通正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 調理食品	自由記載	長崎県 H25.3.26 第 12345 号	
	自動販売機の型番	業態	資格取得年月日と登録番号を記入してください。 資格がない場合は、「資格なし」とご記入下さい。	
※記入不要		※記入不要		
HACCP の取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限り。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCP に基づく衛生管理 ☒ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた	指定成分等含有食品を取り扱う施設	該当します		☐
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。			☐
営業届出	営業の形態		備考	
	1 集団給食施設			
	2			
	3			
担当者	（ふりがな）させぼ たろう	記入した方	電話番号	
	担当者氏名 佐世保 太郎		0956-24-1111	

少数特定の者を対象とする給食施設について

1回の提供食数が20食程度未満の給食施設については、

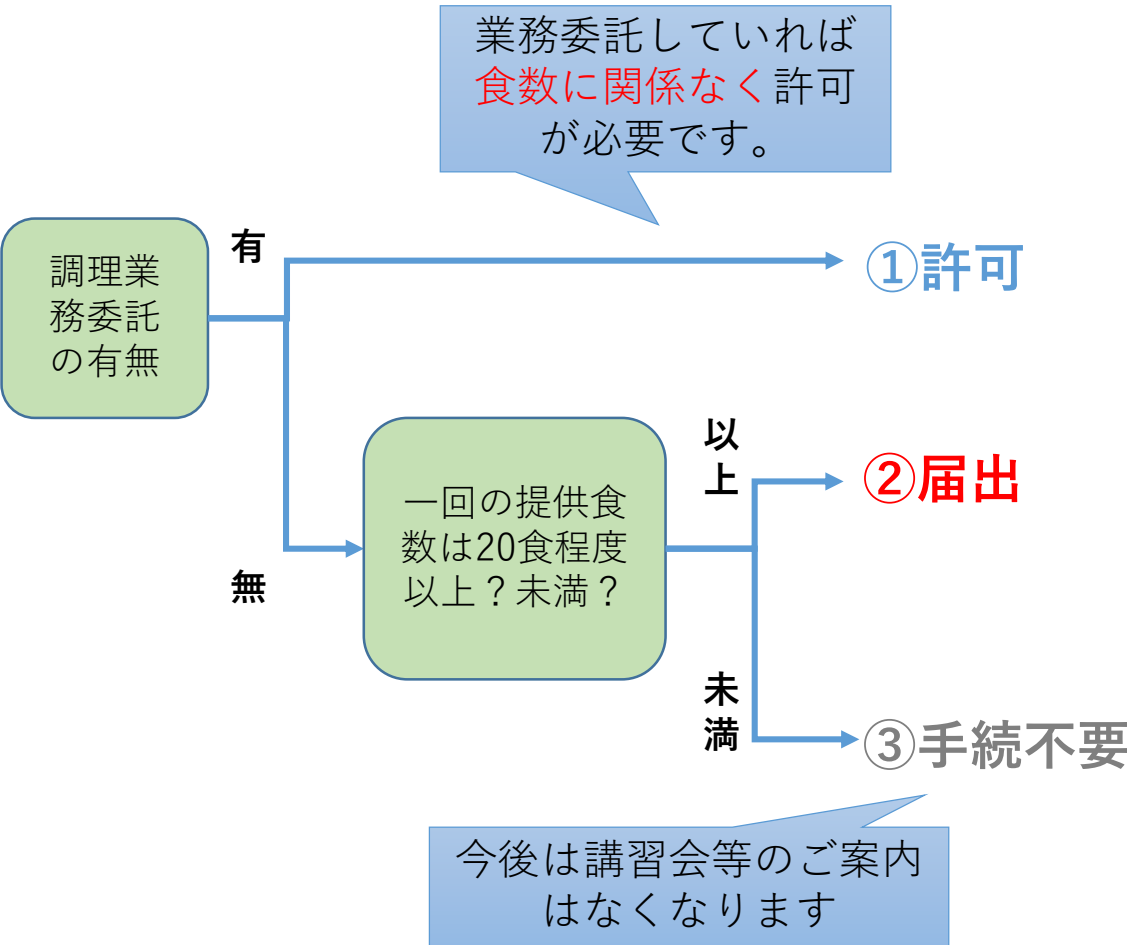
- HACCPに沿った衛生管理
- 食品衛生責任者の選任
- 営業の届出

の規定は適用されません。

その場合であっても、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」や「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（平成9年6月30日付け衛食第201号）」等を参考に自主的な衛生管理の徹底及び向上に努めましょう。

※「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（平成9年6月30日付け衛食第201号）」
(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5920&dataType=1&pageNo=1)

食品衛生法改正に伴う必要な手続きを確認しましょう



	①許可	②届出	③手続不要
申請・届出者	受託事業者	設置者又は管理者	なし
施設基準	あり	なし	なし
更新	必要	不要	不要
変更、廃業の届出	必要	<u>必要</u>	不要
食品衛生責任者の設置	必要	<u>必要</u>	不要
衛生管理	HACCPに沿った衛生管理	<u>HACCPに沿った衛生管理</u>	一般的な衛生管理
講習会の案内	①食品衛生責任者実務講習会 ②調理従事者等研修会 (1回20食1日50食以上)	調理従事者等研修会	なし

※これまでは生活衛生課へ食数に関係なく任意の届出をしていただきましたが、食品衛生法の改正により届出制度が創設されたことから、**任意の届出については廃止**させていただきます。

1回20食以上または1日50食以上提供する給食施設については、健康増進法の規定により健康づくり課へ届出をしていただいています。そのため、許可施設であっても、健康増進法に基づく届出施設については調理従事者等研修会のご案内をさせていただきます。
(調理従事者等研修会は健康づくり課と生活衛生課の合同開催です)

食品衛生法改正により“営業届出制度”が創設されました！

- ・許可とは異なり、施設基準はありません。
- ・HACCPに沿った衛生管理を実施する必要があります。
- ・更新の必要はありません。
- ・食品衛生責任者の選任が必要です。
- ・廃業した場合は、届け出てください。

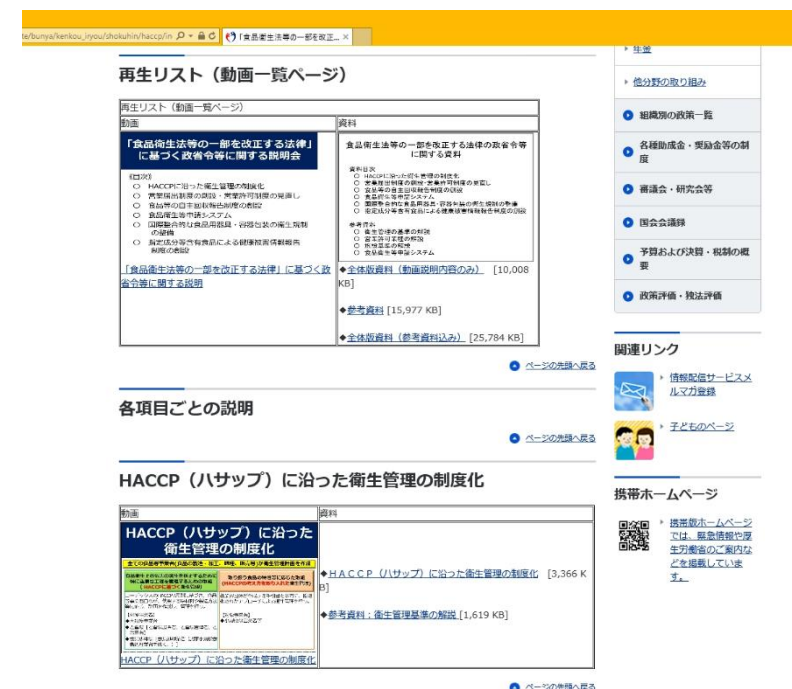
届出業種

番号	区分	業種
1	旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）
2		食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）
3		乳類販売業
4		氷雪販売業
5		コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）※1
6	販売業	弁当販売業
7		野菜果物販売業
8		米穀類販売業
9		通信販売・訪問販売による販売業
10		コンビニエンスストア
11		百貨店、総合スーパー
12		自動販売機による販売業（5 コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）
13		その他の食料・飲料販売業

14	製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）
15		いわゆる健康食品の製造・加工業
16		コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）
17		農産保存食料品製造・加工業
18		調味料製造・加工業
19		糖類製造・加工業
20		精穀・製粉業
21		製茶業
22		海藻製造・加工業
23		卵選別包装業
24		その他の食料品製造・加工業
25	上記以外のもの ※2	行商
26		集団給食施設
27		器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）
28		露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
29		その他

1回20食程度以上

※食品衛生法の改正について詳しく知りたい方は、厚生労働省のホームページをご覧ください。



厚生労働省 食品衛生法改正 動画

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/haccp/index_00003.html